

7 和歌山県公共工事等電子入札運用基準

(趣旨)

- 1 この運用基準は、和歌山県が発注する建設工事及び測量・設計コンサルタント業務等（以下「建設工事等」という。）を和歌山県が設置する和歌山県公共工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う電磁的記録（電子的方式、磁気的方式及びその他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の発受信により行う入札（以下「電子入札」という。）における取扱いについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、和歌山県財務規則（昭和 63 年和歌山県規則第 28 号。以下「財務規則」という。）その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 2 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。
- (1) 電子入札システム
案件の登録から落札決定までの入札に関する事務手続きについて、電子計算機及びインターネットを利用して業務処理を行うシステムをいう。
 - (2) 入札執行者
和歌山県行政組織規則（昭和 63 年和歌山県規則第 19 号）及び和歌山県教育庁組織規則（平成 15 年教育委員会規則第 14 号）に規定する課（室）並びに財務規則第 2 条に規定するかい（警察本部に属するものを除く。）のうち工事等を執行する課（営繕工事等については公共建築課とする。）の長又はかい長をいう。
 - (3) 電子入札システムによる提出
電子入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が発信する電磁的記録が、電子入札システムに記録されることをいう。
 - (4) 電子入札システムによる発行
入札執行者が入札参加者に対して発信する電磁的記録が、電子入札システムに記録されることをいう。
 - (5) 電子入札システムによる受領
入札執行者又は入札参加者が、その使用に係る電子計算機により電子入札システムに記録された電磁的記録を確認することをいう。
 - (6) ICカード
電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号。以下「法」という。）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子入札用 IC カードのことをいう。
 - (7) 電子くじ
入札参加者が入札書を電子入札システムにより提出した時刻及び入札執行者が開札を行った時刻を用いた演算式により、電子入札システムを利用してくじ順位を決定する仕組みをいう。
 - (8) 紙入札
電子入札システムによらず紙媒体による入札書を使用して行う入札をいう。
 - (9) 電子署名
法第 2 条第 1 項に規定する電子署名をいう。
 - (10) 電子証明書
電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成 13 年総務省・法務省・経済産業省令第 2 号）第 4 条第 1 項に規定する電子証明書をいう。

(電子入札システムの利用可能時間)

- 3 入札参加者が電子入札システムを利用可能な時間は、午前 9 時から午後 5 時 30 分までの間（和歌山県の休日定める条例（平成元年和歌山県条例第 39 号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）及び電子入札システムのメンテナンス等に要する時間を除く。）とする。

(利用者登録)

- 4-1 入札参加者は、電子入札システムに参加するために必要な入札参加者の情報（以下「利用者情報」という。）を登録（以下「利用者登録」という。）しなければならない。
- 4-2 電子入札システムの利用者登録をした者は、登録内容に変更が生じた場合には、直ちに利用者情報の変更を行わなければならない。

(入札書提出期間)

- 5 電子入札システムによる入札書の提出可能期間（以下「提出期間」という。）は、開札日の前日（その日

が休日であるときは、その前日以前においてその日に最も近い休日でない日。以下同じ。) から起算して3日前(休日を含まない。)の午前9時から開札日の前日の午後5時30分までのうち第3項に定める電子入札システム利用可能時間とする。

(入札)

- 6-1 入札参加者は、提出期間内に、電子署名及び当該署名に係る電子証明書を付して、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額より消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入力のうえ入札書を電子入札システムにより提出しなければならない。
- 6-2 前項の場合において、入札参加者は、入札書記載金額の工事費内訳書又は業務費内訳書(以下「内訳書」という。)を提出する必要がある場合は、入札書に内訳書を添付のうえ電子入札システムにより提出しなければならない。
- 6-3 入札参加者は、入札書の必要事項すべてを記入しなければならない。
- 6-4 電子入札システムにより提出した入札書、内訳書、添付書類の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- 6-5 入札参加者が次の各号に起因する障害により電子入札ができない旨、入札執行者に申告した場合においては、入札執行者は障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする。この場合において、入札執行者が短時間での復旧は不可能であると判断したときは、入札執行者は、入札書受付締切予定日時及び開札予定日時の変更を行うことができる。
 - (1) 天災
 - (2) 広域的又は地域的な停電
 - (3) インターネットプロバイダ、通信事業者等に起因する通信障害
 - (4) その他入札参加者に責めがない障害
- 6-6 入札執行者は、入札書受付締切予定日時以後、入札締切通知書を電子入札システムにより発行するものとする。
- 6-7 前項の場合において、入札参加者は、入札締切通知書を入札参加者の使用に係る電子計算機により受領するものとする。
- 6-8 入札締切予定日時を過ぎて入札書が電子入札システムに未到達であり、かつ、入札参加者からの連絡がない場合においては、入札執行者は、当該入札参加者が入札を辞退したと見なすことができる。

(内訳書)

- 7-1 入札参加者が内訳書を提出する必要がある場合にその作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は、次のいずれかとする。この場合においては、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないこととする。
 - (1) Microsoft Word (Microsoft Word 2016により読み込み可能なバージョンで作成したもの。)
 - (2) Microsoft Excel (Microsoft Excel 2016により読み込み可能なバージョンで作成したもの。)
 - (3) PDF ファイル (Adobe Acrobat Reader DCにより読み込み可能なバージョンで作成したもの。)
 - (4) その他入札執行者が特に認めたファイル形式
- 7-2 ファイル圧縮を行う場合は、LZH 又は ZIP 形式とする。この場合においては、自己解凍方式は指定しないものとする。
- 7-3 7-1 または 7-2 によらず提出された内訳書は提出がないものとみなす。
- 7-4 入札参加者は、内訳書の容量が3メガバイトを超える場合は、その旨を入札執行者に申告し、入札執行者の指示に従うものとする。
- 7-5 前項の場合において、入札参加者は、内訳書添付に代え入札書に添付できない理由を記載したファイルを入札書に添付するものとする。
- 7-6 入札参加者から電子入札システムにより提出された内訳書へのコンピューターウィルス感染(以下「ウィルス感染」という。)が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

(添付資料)

- 8-1 入札参加者が入札担当者連絡票や技術提案等の添付資料(以下「添付資料」という。)の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は次のいずれかとする。この場合においては、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないものとする。
 - (1) Microsoft Word (Microsoft Word 2016により読み込み可能なバージョンで作成したもの。)
 - (2) Microsoft Excel (Microsoft Excel 2016により読み込み可能なバージョンで作成したもの。)
 - (3) PDF ファイル (Adobe Acrobat Reader DCにより読み込み可能なバージョンで作成したもの。)

- (4) 画像ファイル（JPEG 形式又は GIF 形式に限る。）
- (5) その他入札執行者が特に認めたファイル形式
- 8-2 ファイル圧縮を行う場合は、LZH 又は ZIP 形式とする。この場合においては、自己解凍方式は指定しないものとする。
- 8-3 8-1 または 8-2 に基づき提出された添付資料は提出がないものとみなす。
- 8-4 入札参加者は、添付資料の容量が 3 メガバイトを超える場合は、その旨を入札執行者に申告し、入札執行者の指示に従うものとする。
- 8-5 前項の場合において、入札参加者は、添付資料に代え入札書に添付できない理由を記載したファイルを入札書に添付するものとする。
- 8-6 入札参加者から電子入札システムにより提出された添付資料へのコンピューターウィルス感染（以下「ウィルス感染」という。）が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

（入札の辞退）

- 9-1 入札参加者が入札を希望しない場合には、電子入札システムによる入札書の提出に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 9-2 入札の辞退は、原則として、提出期間内に辞退届を電子入札システムにより提出するものとする。ただし、やむを得ない事由により、辞退届を電子入札システムにより提出できない場合は、電話、ファクシミリ等により辞退する旨、入札執行者に連絡を行った上、速やかに書面を郵送又は持参にて提出しなければならない。

（入札の延期又は取り止め等）

- 10 入札執行者は、天変地異その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取り止めることができる。

（開札）

- 11-1 開札は、入札公告等に示す日時に行うものとする。
- 11-2 入札執行者は、開札に当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。
- 11-3 入札執行回数は、1 回とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、開札を終了するものとする。
- 11-4 入札執行者は、落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上ある場合等くじを行う必要が生じた場合は、直ちに、電子入札システムにおけるくじ機能を用い、電子くじを実施するものとする。

（入札参加者の IC カードの取扱い）

- 12-1 電子入札を利用することができる IC カードは、和歌山県と契約を締結する権限を有する者の IC カードに限る。
- 12-2 特定建設工事共同企業体（以下「特定 JV」という。）及び経常建設共同企業体（以下「経常 JV」という。）における入札可能な IC カードは、特定 JV 又は経常 JV（以下「JV」と総称する。）の代表者の IC カードとする。
- 12-3 JV の入札に当たっては、入札担当者連絡票及び入札書に JV の名称を明記するものとする。
- 12-4 入札参加者が次の各号のいずれかに該当する IC カードの使用を行った場合は失格とする。
 - (1) 12-1 または 12-2 以外の IC カードを使用して入札をした場合
 - (2) 他人の IC カードを不正に使用して入札に参加した場合
 - (3) 和歌山県と契約を締結する権限を有する者が変更となっているにもかかわらず、変更前の契約締結権限保有者の IC カードを使用して入札に参加した場合
 - (4) 同一案件に対し、同一の者が複数の IC カードを使用して入札に参加した場合
 - (5) その他不正の目的を持って IC カードを使用して入札に参加した場合

（書面による入札承諾の基準）

- 13 入札執行者は、入札参加者から、紙入札方式参加承諾願（別記第 1 号様式）が提出されたときは、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、紙入札を承諾するものとする。
 - (1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約の案件において、入札参加者が紙入札を希望するとき。
 - (2) 代表者の変更等やむを得ないと認められる事由により、IC カードに格納されている電子証明書記載事項の変更の必要が生じ、かつ IC カードの再取得が電子入札に係る各手続きの期限等に間に合わない

とき。

- (3) 前2号に規定するもののほか、次の各号により、明らかに入札参加者の責めに帰すべき事由がなく、電子入札システムを用いて入札書を提出できないとき。

- ア 天災
- イ 広域的又は地域的な停電
- ウ インターネットプロバイダ、通信事業者等に起因する通信障害
- エ ICカード認証局に起因する障害
- オ ICカードが破損等で使用不可となった場合（ただし、入札参加者の責めにより使用不可となった場合を除く。）

(紙入札者の電子入札における取扱い)

- 14-1 前項の規定により入札執行者が紙入札での参加を承諾した入札参加者（以下「紙入札者」という。）は、電子入札に係る作業を行わないものとする。ただし、すでに実施済みの電子入札システムによる電磁的記録の発受信は有効なものとして取り扱い、別途手続を要しないものとする。
- 14-2 紙入札者は、入札書、内訳書（以下これらを「入札書等」という。）を封筒に入れ、封筒の表面に、開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称（經常建設工事共同企業体及び特定建設工事共同企業体の場合は、共同企業体名）、建設業許可番号（經常建設工事共同企業体及び特定建設工事共同企業体の場合は、共同企業体代表幹事の建設業許可番号）、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先（電話番号及びファクシミリ番号）を記載のうえ、提出期間内に入札執行者の指定する場所に持参により提出しなければならない。
- 14-3 紙入札者から提出のあった入札書等は、厳重に保管するものとし、開札予定日時まで封筒を開封してはならない。
- 14-4 入札執行者が紙入札者に代わって、紙入札者から提出された入札書に記載された入札金額を電子入札システムに入力することとする。
- 14-5 紙入札においては、入札執行者が当該紙入札書の内容を電子入札システムに記録した時刻をもって、電子くじに用いる入札書の提出時刻とする。

※様式については掲載を省略しています。県技術調査課ホームページに掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

8－(1) 和歌山県県土整備部工事成績評定要領

[沿革] 平成15年 4月 1日(制定)
平成17年 7月 1日(一部改正)
平成19年 4月 1日(一部改正)
平成21年 4月 1日(一部改正)
平成22年 4月 1日(一部改正)
平成22年 7月 1日(一部改正)
平成23年 4月 1日(一部改正)
平成24年11月 1日(一部改正)
平成25年 4月 1日(一部改正)
平成25年 8月 1日(一部改正)
平成26年 4月 1日(一部改正)
平成27年 6月 1日(一部改正)
平成28年10月 1日(一部改正)
平成29年 4月 1日(一部改正)
平成30年 4月 1日(一部改正)
令和元年 6月 1日(一部改正)
令和 2年 1月 1日(一部改正)
令和 2年 8月 1日(一部改正)
令和 3年 1月 1日(一部改正)
令和 3年 9月 1日(一部改正)
令和 5年 1月 1日(一部改正)
令和 6年 7月25日(一部改正)
令和 7年 9月 1日(一部改正)

(目的)

第1 この要領は、和歌山県工事検査規程第10条第2項規定の和歌山県県土整備部及び農林水産部の所掌する請負工事の成績評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定め、厳正かつ適確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な評価及び指導育成並びに品質の向上を図ることを目的とする。

(評定の対象)

第2 評定は、県土整備部及び農林水産部が発注する全ての請負工事(建築工事及び建築物に附帯する電気・機械設備工事を除く。)について行うものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は評定の対象外とする。

- (1) 災害復旧に伴い緊急に行う工事で競争入札により請負契約を締結していない工事
- (2) 単価契約による工事

(評定者)

第3 工事成績の評定者(以下「評定者」という。)は、和歌山県工事検査規程(平成 14 年和歌山

県訓令第 21 号)第 4 条及び建設工事請負契約書第 32 条に定める検査員並びに同契約書第 9 条に定める監督員及び担当班長(ただし振興局建設部及び地域振興部にあつては、担当課長等)(以下「担当課長等」という。)とするものとする。

(評定の方法)

- 第 4 評定は、工事請負契約ごとに独立して行うものとする。
- 2 評定は、評定者ごとに独立して適確かつ公正に行うものとする。
- 3 監督員及び担当課長等は、建設工事請負契約書第 32 条に定める工事の完成後及び同契約書第 38 条に定める指定部分に係る工事の完成(以下「一部完成」という。)後に、監督により確認した事項に基づき評定を行うものとする。
- 4 検査員は、和歌山県工事検査規程第 3 条に定める完成検査、中間検査及び一部完成検査の完了後に、検査により確認した事項に基づき評定を行うものとする。
- 5 評定にあつては、別紙 7『出来形及び品質のばらつきの考え方』及び別紙 8①～④の『「施工プロセス」のチェックリスト』を考慮するものとする。

(評定様式)

- 第 5 評定は、別紙 1「工事成績評定表」によって行うものとする。
- 2 評定表の採点は、別紙 2「工事成績採点表」、別紙 3「細目別評定点採点表」及び別表 1 で示される「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表」(以下「審査項目別運用表」という。)によって採点するものとする。
- 3 契約金額が 1,500 万円未満の工事については、別紙 2「工事成績採点表」、別紙 3「細目別評定点採点表」及び別表 2 で示される審査項目別運用表によって採点するものとする。

(評定の結果の提出)

- 第 6 検査員は、評定を行ったときは、評定の結果を第 5 に定める評定様式により遅滞なく発注機関の長に提出するものとする。

(評定の結果の通知)

- 第 7 評定の結果の通知は、和歌山県県土整備部工事等成績評定通知実施要領(平成 15 年 4 月 1 日施行)により行うものとする。

(評定の修正)

- 第 8 発注機関の長及び評定者は、第 7 による評定の結果を通知したのち、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、評定者間で内容を調整のうえ、修正しなければならない。

別表1 (契約金額が1,500万円以上の場合)

考査項目	細別	工種	監督員	担当課長等	検査員	
1 施工体制	I 施工体制一般	(共通)	別紙 4①	－	－	
	II 配置技術者	(共通)	別紙 4①	－	－	
2 施工状況	I 施工管理	(共通)	別紙 4②	－	別紙 6①	
	II 工程管理	(共通)	別紙 4②	別紙 5①	－	
	III 安全対策	(共通)	別紙 4③	別紙 5①	－	
	IV 対外関係	(共通)	別紙 4③	－	－	
3. 出来形 及び 出来ばえ	I 出来形	(一般土木工事共通)	別紙 4④(1)	－	別紙 6②(1)	
		機械設備工事	別紙 4④(2)		別紙 6②(2)	
		電気設備工事・通信設備工事・受変電設備工事	別紙 4④(3)		別紙 6②(3)	
	II 品質	コンクリート構造物工事	別紙 4⑤(1)	－	別紙 6③	
		土工事			別紙 6③	
		護岸・根固・水制工事			別紙 6④	
		鋼橋工事			別紙 6⑤	
		砂防構造物工事及び地すべり防止工事			別紙 6⑥	
		舗装工事			別紙 6⑦	
		法面工事			別紙 6⑧	
		基礎工事及び地盤改良工事			別紙 6⑨	
		海岸工事			別紙 6⑨	
		コンクリート橋上部工事			別紙 6⑩	
		塗装工事			別紙 6⑪	
		トンネル工事			別紙 6⑪	
		植栽工事			別紙 6⑫	
		防護柵・標識・区画線等設置工事			別紙 6⑫	
		電線共同溝工事			別紙 6⑬	
		維持工事			別紙 6⑭	
		修繕工事			別紙 6⑭	
		下水道工事			別紙 6⑮	
		港湾・漁港・海岸築造工事			別紙 6⑯	
		道路工事			別紙 6⑰	
		二次製品構造物工事			別紙 6⑱	
		フィルダム・ため池工事			別紙 6⑲	
		管工事			別紙 6⑳	
		補強土壁工事			別紙 6㉑	
		ほ場整備工事			別紙 6㉒	
		農用地造成工事			別紙 6㉓	
		山腹工事			別紙 6㉔	
		落石防止工事			別紙 6㉕	
		木製構造物工事			別紙 6㉖	
		魚礁工事			別紙 6㉗	
		増殖場造成工事			別紙 6㉘	
		機械設備工事			別紙 4⑤(2)	別紙 6㉙(1)
		電気設備工事			別紙 4⑤(3)	別紙 6㉙(2)
		通信設備工事・受変電設備工事				別紙 6㉙(3)
		上記以外の工事又は合併工事			別紙 4⑤(1)	別紙 6㉙(4)

別表1(続き)

考査項目	細別	工種	監督員	担当課長等	検査員
3. 出来形 及び 出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	コンクリート構造物・砂防構造物工事・海岸工事・トンネル工事	-	-	別紙 6③①
		土工事(盛土・築堤工事等)			
		切土工事			
		護岸・根固・水制工事			
		鋼橋工事			
		地すべり防止工事			
		舗装工事			
		法面工事			
		基礎工工事			
		コンクリート橋上部工事			
		塗装工事(工場塗装を除く)			別紙 6③②
		植栽工事			
		防護柵(網)工事			
		標識工事			
		区画線工事			
		維持修繕工事			
		電線共同溝工事			
		下水道工事			別紙 6③③ (3)
		港湾・漁港・海岸築造工事			
		道路工事			別紙 6③④ (4)
		二次製品構造物工事			
		フィルダム・ため池工事			別紙 6③⑤ (5)
		管工事			
		補強土壁工事			
		ほ場整備工事			
		農用地造成工事			
		山腹工事(柵工・筋工・伏工等)			
		落石防止工事			
		木製構造物工事			
		木製構造物工事			
		魚礁工事(現場打ちコンクリート魚礁)			
		魚礁工事(鋼製魚礁)			
		増殖場造成工事(転石礁)			別紙 6③⑥ (6)
		機械設備工事			
		電気設備工事			
		通信設備工事・受変電設備工事			
		上記以外の工事又は合併工事			
4.工事特性	I 施工状への対応	(共通)	-	別紙 5②	-
5.創意工夫	I 創意工夫	(共通)	別紙 4⑥	-	-
	II 県産品、県認定リサイクル製品	(共通)	別紙 4⑦	-	-
6.社会性等	I 地域への貢献等	(共通)	-	別紙 5③	-
7.法令遵守等		(共通)	-	別紙 5④	-

別表2(契約金額が1,500万円未満の場合)

考査項目	細別	工種	監督員	担当課長等	検査員
1.施工体制	I 施工体制一般	(共通)	別紙 9①②	-	-
	II 配置技術者	(共通)	別紙 9①②	-	-
2.施工状況	I 施工管理	(共通)	別紙 9①②	-	別紙 10①②
	II 工程管理	(共通)	別紙 9①②	別紙 10①②	-
	III 安全対策	(共通)	別紙 9①②	別紙 10①②	-
	IV 対外関係	(共通)	別紙 9①②	-	-
3.出来形及び出来ばえ	I 出来形	(共通)	別紙 9①②	-	別紙 10①②
	II 品質	(共通)	別紙 9①②	-	別紙 10①②
	III 出来ばえ	(共通)	-	-	別紙 10①②
4.工事特性	I 施工状況への対応	(共通)	-	別紙 5②	-
5.創意工夫	I 創意工夫	(共通)	別紙 4⑥	-	-
	II 県産品、県認定サ イクル製品	(共通)	別紙 4⑦	-	-
6.社会性等	I 地域への貢献等	(共通)	-	別紙 10①②	-
7.法令遵守等		(共通)	-	別紙 5④	-

8－(2) 和歌山県県土整備部工事（建築・設備工事等）
成績評定要領

〔沿革〕	平成15年	7月30日	（制定）
	平成17年	7月1日	（一部改正）
	平成21年	4月1日	（一部改正）
	平成22年	4月1日	（一部改正）
	平成22年	7月1日	（一部改正）
	平成23年	4月1日	（一部改正）
	平成24年	1月1日	（一部改正）
	平成25年	4月1日	（一部改正）
	平成26年	4月1日	（一部改正）
	平成29年	4月1日	（一部改正）
	平成30年	4月1日	（一部改正）
	令和2年	1月1日	（一部改正）
	令和3年	1月1日	（一部改正）
	令和3年	10月1日	（一部改正）
	令和5年	2月1日	（一部改正）

（目的）

第1 この要領は、和歌山県県土整備部及び農林水産部の所掌する請負工事（建築・設備工事等）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ適確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な評価及び指導育成並びに品質の向上を図ることを目的とする。

（評定の対象）

第2 評定は、県土整備部及び農林水産部が発注する建築工事、電気設備工事、機械設備工事、その他関連する請負工事について行うものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は評定の対象外とする。

- （1）災害復旧に伴い緊急に行う工事で競争入札により請負契約を締結していない工事
- （2）単価契約による工事

（評定者）

第3 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、和歌山県工事検査規程（平成14年和歌山県訓令第21号）第4条及び建設工事請負契約書第31条に定める検査員並びに同契約書第9条に定める監督員及び担当班長（ただし振興局建設部及び地域振興部にあっては、担当課長等）（以下「担当課長等」という。）とするものとする。

（評定の方法）

- 第4 評定は、工事請負契約ごとに独立して行うものとする。
- 2 評定は、評定者ごとに独立して適確かつ公正に行うものとする。
- 3 監督員及び担当課長等は、建設工事請負契約書第31条に定める工事の完成後及び同契約書第38条に定める指定部分に係る工事の完成（以下「一部完成」という。）後に、監督により確認した事項に基づき評定を行うものとする。
- 4 検査員は、和歌山県工事検査規程第3条に定める完成検査、中間検査及び一部完成検査の完了後に、検査により確認した事項に基づき評定を行うものとする。

（評定様式）

- 第5 評定は、別紙1「工事成績評定表」によって行うものとする。
- 2 評定表の採点は、別紙2「工事成績採点表」、別紙3「細目別評定点採点表」及び別表1で示される「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事等）」（以下「考査項目別運用表（建築・設備工事等）」という。）によって採点するものとする。
- 3 契約金額が1,500万円未満の工事については、別紙2「工事成績採点表」、別紙3「細目別評定点採点表」及び別表2で示される考査項目運用表によって採点するものとする。

（評定の結果の提出）

第6 検査員は、評定を行ったときは、評定の結果を第5に定める評定様式により遅滞なく発注機関の長に提出するものとする。

（評定の結果の通知）

第7 評定の結果の通知は、和歌山県県土整備部工事等成績評定通知実施要領（平成15年4月

1日施行)により行うものとする。

(評定の修正)

第8 発注機関の長は、第7による評定の結果を通知したのち、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

別表 1

評定者	審査項目	細 別	工 種	様式番号	備 考
監督員	1. 施工体制	I. 施工体制一般		別紙 4 ①	
		II. 配置技術者			
	2. 施工状況	I. 施工管理		別紙 4 ②	
		II. 工程管理		別紙 4 ②	
		III. 安全対策		別紙 4 ③	
		IV. 対外関係		別紙 4 ③	
	3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形		別紙 4 ④	
		II. 品質	建築工事	別紙 4 ⑤ー建築	
			電気設備工事	別紙 4 ⑤ー電気	
			機械設備工事	別紙 4 ⑤ー機械	
			解体工事	別紙 4 ⑤ー解体	
	5. 創意工夫	I. 創意工夫		別紙 4 ⑥ー 1	
				別紙 4 ⑥ー 2	
		II. 県産品、県認定 リサイクル製品		別紙 4 ⑦	
担当課長等	2. 施工状況	I. 工程管理		別紙 5 ①	
		II. 安全管理		別紙 5 ①	
	4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		別紙 5 ②ー 1	
				別紙 5 ②ー 2	
	6. 社会性等	I. 地域への貢献等		別紙 5 ③	
検査員	7. 法令遵守等			別紙 5 ④	
	2. 施工状況	I. 施工管理		別紙 6 ①	
		I. 出来形		別紙 6 ②	
	3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	建築工事	別紙 6 ③ー建築	
			電気設備工事	別紙 6 ③ー電気	
			機械設備工事	別紙 6 ③ー機械	
			解体工事	別紙 6 ③ー解体	
		III. 出来ばえ	建築工事	別紙 6 ④ー建築	
			電気設備工事	別紙 6 ④ー電気	
			機械設備工事	別紙 6 ④ー機械	
			解体工事	別紙 6 ④ー解体	

別表 2（契約金額が1, 5 0 0万円未満の場合）

評定者	審査項目	細 別	工 種	様式番号	備 考
監督員	1. 施工体制	I. 施工体制一般		別紙 8	
		II. 配置技術者			
	2. 施工状況	I. 施工管理		別紙 8	
		II. 工程管理		別紙 8	審査項目細別は、別紙 4 ②を評価の目安として、総合的に判断する。
		III. 安全対策		別紙 8	
		IV. 対外関係		別紙 8	
	3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形		別紙 8	審査項目細別は、別紙 4 ④を評価の目安として、総合的に判断する。
		II. 品質		別紙 8	審査項目細別は、別紙 4 ⑤を評価の目安として、総合的に判断する。
	5. 創意工夫	I. 創意工夫		別紙 4 ⑥ー 1	
				別紙 4 ⑥ー 2	
		II. 県産品、県認定 リサイクル製品		別紙 4 ⑦	
担当課長等	2. 施工状況	I. 工程管理		別紙 9	審査項目細別は、別紙 5 ①を評価の目安として、総合的に判断する。
		II. 安全管理		別紙 9	
	4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		別紙 5 ②ー 1	
				別紙 5 ②ー 2	
	6. 社会性等	I. 地域への貢献等		別紙 9	
検査員	7. 法令遵守等			別紙 5 ④	
	2. 施工状況	I. 施工管理		別紙 1 0	
		I. 出来形		別紙 1 0	審査項目細別は、別紙 6 ②を評価の目安として、総合的に判断する。
		II. 品質		別紙 1 0	審査項目細別は、別紙 6 ③を評価の目安として、総合的に判断する。
	3. 出来形及び出来ばえ	III. 出来ばえ		別紙 1 0	審査項目細別は、別紙 6 ④を評価の目安として、総合的に判断する。

8－(3) 和歌山県県土整備部業務成績評価要領

[沿革] 平成15年4月1日 制定

平成19年4月1日 一部改正

平成26年4月1日 一部改正

平成31年4月1日 一部改正

(目的)

第1 この要領は、和歌山県県土整備部及び農林水産部が所掌する業務委託の成績評価（以下「評価」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ適確な評価の実施を図り、もって受託業者の適正な選定及び指導育成並びに品質の向上を図ることを目的とする。

(評価の対象)

第2 評価は、和歌山県工事検査規程（平成14年4月1日和歌山県訓令第21号）第2条第1項（3）に定める県工事に伴う業務のうち県土整備部及び農林水産部が所掌する業務について行うものとする。

2 評価を行う業務のうち、単純調査業務は別表1の例示のとおりとする。

(評価者)

第3 業務成績の評価者（以下「評価者」という。）は、和歌山県工事検査規程（平成14年4月1日和歌山県訓令第21号）第2条第1項（5）に定める検査員、設計図書に定める監督員及び担当課長等とする。

(評価の方法)

第4 評価は、業務委託契約ごとに独立して行うものとする。

2 評価は、評価者ごとに独立して適確かつ公正に行うものとする。

(監督員による評価)

第5 監督員による評価は、次の表に掲げる「業務成績評価表」、「評価点集計表」及び「採点表」により行うものとする。評価にあたっては、当該業務の履行状況に応じ、評価項目の各項目に従って、評価を行うものとする。なお、評価項目の追加、削除、もしくは評価比重の変更は行わないものとする。

	地質調査 業務	単純調査 業務	測量業務	調査・計画 業務	概略・予備 設計業務	詳細設計 業務	発注者 支援業務
業務成績評価表	別紙1①	別紙1①	別紙1①	別紙1①	別紙1①	別紙1①	別紙1②
評価点集計表	別紙2①	別紙2①	別紙2①	別紙2②	別紙2②	別紙2②	別紙2③
採点表	別紙3①	別紙3②	別紙3③	別紙3④	別紙3⑤	別紙3⑥	別紙3⑦

(担当課長等による評価)

第6 担当課長等による評価は、次の表に掲げる「業務成績評価表」、「評価点集計表」及び「採点表」により行うものとする。評価にあたっては、当該業務の履行状況に応じ、評価項目の各項目に従って、評価を行うものとする。なお、評価項目の追加、削除、もしくは評価比重の変更は行わないものとする。

	地質調査 業務	単純調査 業務	測量業務	調査・計画 業務	概略・予備 設計業務	詳細設計 業務	発注者 支援業務
業務成績評価表	別紙1①	別紙1①	別紙1①	別紙1①	別紙1①	別紙1①	別紙1②
評価点集計表	別紙2①	別紙2①	別紙2①	別紙2②	別紙2②	別紙2②	別紙2③
採点表	別紙4①	別紙4②	別紙4③	別紙4④	別紙4⑤	別紙4⑥	別紙4⑦

2 担当課長等は、当該業務において受託者に起因する事故等が発生し、措置を行った場合には、当該業務の総合評定点に対して、次表を参考として－5点まで減点することができる。

区 分	口頭注意	文書注意
考查点	－3点	－5点

3 担当課長等は、成果品に、受託者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約図書に記された手続きに従い、瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合には、当該業務の総合評定点に対して、次表を参考として－20点まで減点することができる。ただし、ここでいう瑕疵修補とは、軽微なミスの修正ではない大幅な修補をいう。

区分	瑕疵修補又は損害賠償の実施	故意又は重大な過失による瑕疵修補又は損害賠償の実施
考查点	－10点	－20点

（検査員による評定）

第7 検査員による評定は、次の表に掲げる「業務成績評定表」、「評定点集計表」及び「採点表」により行うものとする。評定にあたっては、当該業務の履行状況に応じ、評価項目の各項目に従って、評定を行うものとする。なお、評価項目の追加、削除、もしくは評価比重の変更は行わないものとする。

	地質調査業務	単純調査業務	測量業務	調査・計画業務	概略・予備設計業務	詳細設計業務	発注者支援業務
業務成績評定表	別紙1①	別紙1①	別紙1①	別紙1①	別紙1①	別紙1①	別紙1②
評定点集計表	別紙2①	別紙2①	別紙2①	別紙2②	別紙2②	別紙2②	別紙2③
採点表	別紙5①	別紙5②	別紙5③	別紙5④	別紙5⑤	別紙5⑥	別紙5⑦

（対象業務が複数の業務にまたがる場合の取扱い）

第8 対象業務が、「地質調査業務」、「単純調査業務」、「測量業務」、「調査・計画業務」、「概略・予備設計業務」、「詳細設計業務」、「発注者支援業務」のうちの複数の業務にまたがる場合においては、業務の目的、金額を勘案し、原則として主たる業務の評価をもって評定点とみなすものとする。この取扱いは、監督員、担当課長等及び検査員で統一するものとする。

（評定の結果の通知）

第9 評定結果の通知は、和歌山県県土整備部工事等成績評定通知実施要領（平成15年4月1日施行）により行うものとする。

（評定の修正）

第10 発注機関の長は、第9の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

別表 1 単純調査業務

項 目	具 体 例
共通	単純なデータ収集整理業務
	単純なデータ処理業務
	書類編集的な業務
	文献収集業務
河川、砂防及び海岸	水理・水文観測業務
	データ加工業務（降雨解析等）
	不等流計算等の計算業務（システム開発を除く）
	補償数量の算出
	工事記録等資料の分類・整理
	工事図面集、写真集等の作成
道路	一般的な現地踏査
	一般的な交通量観測業務
	台帳整理等を目的とした資料収集業務
トンネル	クラック等変状の計測調査
施工計画及び施工設備	施工関連資料の収集整理
情報	定期的なデータメンテナンス
	資料収集的な業務
	単純なデータ作成のみの業務
防災	資料収集的な業務
環境	大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等調査・分析方法がJ I S等で規定されている測定業務
その他	上記具体例に準ずる業務

8－(4) 和歌山県県土整備部工事等成績評定通知実施要領

[沿革]平成15年 4月1日(制定)
平成17年 7月1日(一部改正)
平成19年 4月1日(一部改正)
平成25年 4月1日(一部改正)
平成25年 8月1日(一部改正)
平成26年 4月1日(一部改正)
平成30年 4月1日(一部改正)
平成31年 4月1日(一部改正)
令和元年 8月1日(一部改正)
令和 7年 5月1日(一部改正)

(目的)
第1 本要領は、和歌山県県土整備部及び農林水産部の所掌する請負工事の工事成績評定の通知に関する事項を定めることにより、工事の適正かつ能率的な施工を確保し工事に関する技術水準の向上に資するとともに、工事の品質の確保を図ることを目的とする。
また、委託業務の業務成績評定の通知に関する事項を定めることにより、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(対象工事及び業務)
第2 評定点の通知の対象とする工事は、県土整備部及び農林水産部が発注する全ての請負工事とする。
2 評定点の通知の対象とする業務は、県土整備部及び農林水産部が委託する業務のうち、和歌山県工事検査規程（平成14年和歌山県訓令第21号）第2条に定める県工事に伴う業務とする。

(評定の結果の通知)
第3 発注機関の長は、検査員から完成検査の評定の結果の提出があったときは、遅滞なく、当該工事の受注者又は当該委託業務の受注者に対して、次の表に掲げる様式により通知するものとする。

	工 事	地 質 調 査 業 務 単 純 調 査 業 務 測 量 業 務 調 査 ・ 計 画 業 務 概 略 ・ 予 備 設 計 業 務 詳 細 設 計 業 務	発注者支援業務
工事完成検査 結果通知書	別記第1号様式	—	
業務完了検査 結果通知書	—	別記第2号様式	
成 績 評 定 結果通知書	別記第3号様式	別記第4号様式	別記第5号様式

(修正した評定の通知)

第4 発注機関の長は、第3の通知をしたのち、和歌山県県土整備部工事成績評定要領第8及び和歌山県県土整備部業務成績評定要領第10による評定の修正を行ったときは、遅滞なく当該工事の受注者又は当該委託業務の受注者に対して、次の表に掲げる様式により修正した評定結果を通知するものとする。

	工 事	地 質 調 査 業 務 単 純 調 査 業 務 測 量 業 務 調 査 ・ 計 画 業 務 概 略 ・ 予 備 設 計 業 務 詳 細 設 計 業 務	発注者支援業務
工事完成検査 結果通知書	別記第6号様式	—	
業務完了検査 結果通知書	—	別記第7号様式	
成 績 評 定 結果通知書	別記第8号様式	別記第9号様式	別記第10号様式

(説明請求)

第5 第3及び第4の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により発注機関の長に対して評定点等について、説明を求めることができるものとする。

(説明請求に対する回答)

第6 発注機関の長は、第3及び第4による通知を受けた者から第5により評定点等についての説明を求められた場合には、別記様式第11号様式により遅滞なく回答するものとする。

(再説明請求)

第7 第6の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により発注機関の長に対して評定点等について、再説明を求めることができるものとする。

(再説明請求に対する回答)

第8 発注機関の長は、第6の通知を受けた者から第7による再説明を求められた場合には、別記様式第12号様式により回答するものとする。

2 発注機関の長は、前項の回答をする場合には、和歌山県工事等成績評定評価検討会に意見を求めることができるものとする。

3 前項の和歌山県工事等成績評定評価検討会は、別紙1に定める要領に基づき設置するものとする。

別記第1号様式(第3関係)

工事完成検査結果通知書

年

月

日

契約の相手方

住所、商号又は名称

代表者氏名

様

発

注

機

関

の

長

工事完成検査の結果は、下記のとおりです。

記

契約目的事項	年度	第	号
	地内		
	工事		
契約金額	円		
契約年月日	年	月	日
完成期限	年	月	日
届出による完成日	年	月	日
検査年月日	年	月	日
検査結果	合	格	工事成績評定点 点

別記第2号様式(第3関係)

業務完了検査結果通知書	
年 月 日	
契約の相手方 住所、商号又は名称 代表者氏名 様	
発 注 機 関 の 長	
業務完了検査の結果は、下記のとおりです。	
記	
契約目的事項	年度 第 号
	地内
	業務
契約金額	円
契約年月日	年 月 日
完成期限	年 月 日
届出による完成日	年 月 日
検査年月日	年 月 日
検査結果	合 格 業務成績評定点 点

別記第3号様式（第3関係）

年 月 日

契約の相手方

商号又は名称 代表者氏名 様

発注機関の長

工事成績評定結果通知書

貴社が受注した 年 第 号
工事について、和歌山県県土整備部工事成績評定要領に基づき評定した結果を下記のとおり通知
します。

記

考査項目	細別	評定点/満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	/ 3.3 点
	II. 配置技術者	/ 4.1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	/ 13.0 点
	II. 工程管理	/ 8.1 点
	III. 安全対策	/ 8.8 点
	IV. 対外関係	/ 3.7 点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	/ 14.9 点
	II. 品質	/ 17.4 点
	III. 出来映え	/ 8.5 点
4. 工事特性(加点のみ)	I. 施工条件等への対応	/ 7.3 点
5. 創意工夫(加点のみ)	I. 創意工夫	/ 5.7 点
	II. 県産品、県認定リサイクル製品	
6. 社会性等(加点のみ)	I. 地域への貢献等	/ 5.2 点
7. 法令遵守等(減点のみ)		点
評定点合計		/ 100 点

※5. 創意工夫のうち、I. 創意工夫 県内開発建設技術の使用 有（または無）
II. 県産品、県認定リサイクル製品
（個別に評価した点数） / 4.13点

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は以下のとおりです。

1. 送付先
2. 手続き等の問い合わせ先

別記第4号様式（第3関係）

年 月 日

契約の相手方

商号又は名称 代表者氏名 様

発注機関の長

業務成績評定結果通知書

貴社が受注した 年 第 号 業務
 について、和歌山県県土整備部業務成績評定要領に基づき評定した結果を下記のとおり通知します。

記

評価項目	細 別	評定点/満点
実施能力の評価	実施体制及び執行計画	/ 20 点
実施状況の評価	執行管理	/ 5 点
	品質管理	/ 20 点
	業務特性	/ 10 点
	創意工夫	/ 4 点
説明調整能力の評価	説明調整能力	/ 6 点
取組姿勢	責任感・積極性・倫理観	/ 5 点
結果の評価	成果物の品質	/ 30 点
業務評定点		/ 100 点
事故等による減点		(-5~0 点)
瑕疵修補又は損害賠償による減点		(-20~0 点)
総合評定点		/ 100 点

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は以下のとおりです。

1. 送付先
2. 手続き等の問い合わせ先

別記第5号様式（第3関係）

年 月 日

契約の相手方
商号又は名称 代表者氏名 様

発注機関の長

業務成績評定結果通知書

貴社が受注した 年 第 号 業務
について、和歌山県県土整備部業務成績評定要領に基づき評定した結果を下記のとおり通知します。

記

評価項目		評定点/満点
専門技術力	目的と内容の理解	/ 6 点
	的確な履行	/ 36 点
	業務目的の達成度	/ 18 点
管理技術力	業務実施体制の的確性	/ 12 点
	打ち合わせの理解度	/ 6 点
	指揮系統の迅速性、確実性	/ 14 点
取組姿勢	責任感、積極性、発注者側の視点	/ 8 点
業務評定点		/ 100 点
業務執行に係る過失に伴う減点		(-21～0 点)
事故等による減点		(-5～0 点)
瑕疵修補又は損害賠償による減点		(-20～0 点)
総合評定点		/ 100 点

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は以下のとおりです。

1. 送付先
2. 手続き等の問い合わせ先

別記第6号様式(第4関係)

工事完成検査結果再通知書	
年 月 日	
契約の相手方 住所、商号又は名称 代表者氏名 様	
発 注 機 関 の 長	
年 月 日に通知した工事完成検査の結果について、下記のとおり和歌山県県土整備部工事成績評定要領第8に基づき修正したので再通知します。	
記	
契約目的事項	年度 第 号
	地内
	工事
契約金額	円
契約年月日	年 月 日
完成期限	年 月 日
届出による完成日	年 月 日
検査年月日	年 月 日
検査結果	合 格 工事成績評定点 点

別記第7号様式(第4関係)

業務完了検査結果再通知書	
年 月 日	
契約の相手方 住所、商号又は名称 代表者氏名 様	
発 注 機 関 の 長	
年 月 日に通知した業務完了検査の結果について、下記のとおり和歌山県県土整備部業務成績評定要領第10に基づき修正したので再通知します。	
記	
契約目的事項	年度 第 号
	地内
	業務
契約金額	円
契約年月日	年 月 日
完成期限	年 月 日
届出による完成日	年 月 日
検査年月日	年 月 日
検査結果	合 格 業務成績評定点 点

別記第8号様式（第4関係）

年 月 日

契約の相手方

商号又は名称 代表者氏名 様

発注機関の長

工事成績評定結果再通知書

貴社が受注した 年 第 号

工事の工事成績評定結果について、下記のとおり和歌山県県土整備部工事成績評定要領第8に基づき修正したので再通知します。

記

考査項目	細別	評定点/満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	/ 3.3 点
	II. 配置技術者	/ 4.1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	/ 13.0 点
	II. 工程管理	/ 8.1 点
	III. 安全対策	/ 8.8 点
	IV. 対外関係	/ 3.7 点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	/ 14.9 点
	II. 品質	/ 17.4 点
	III. 出来映え	/ 8.5 点
4. 工事特性(加点のみ)	I. 施工条件等への対応	/ 7.3 点
5. 創意工夫(加点のみ)	I. 創意工夫	/ 5.7 点
	II. 県産品、県認定リサイクル製品	
6. 社会性等(加点のみ)	I. 地域への貢献等	/ 5.2 点
7. 法令遵守等(減点のみ)		点
評定点合計		/ 100 点

※5. 創意工夫のうち、I. 創意工夫 県内開発建設技術の使用 有（または無）

II. 県産品、県認定リサイクル製品

（個別に評価した点数） / 4.13点

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は以下のとおりです。

1. 送付先

2. 手続き等の問い合わせ先

別記第9号様式（第4関係）

年 月 日

契約の相手方
商号又は名称 代表者氏名 様

発注機関の長

業務成績評定結果再通知書

貴社が受注した 年 第 号 業務
の業務成績評定結果について、下記のとおり和歌山県県土整備部業務成績評定要領第10に基づ
き修正したので再通知します。

記

評価項目	細 別	評定点/満点
実施能力の評価	実施体制及び執行計画	/ 20 点
実施状況の評価	執行管理	/ 5 点
	品質管理	/ 20 点
	業務特性	/ 10 点
	創意工夫	/ 4 点
説明調整能力の評価	説明調整能力	/ 6 点
取組姿勢	責任感・積極性・倫理観	/ 5 点
結果の評価	成果物の品質	/ 30 点
業務評定点		/ 100 点
事故等による減点		(-5～0 点)
瑕疵修補又は損害賠償による減点		(-20～0 点)
総合評定点		/ 100 点

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は以下のとおりです。

- 送付先
- 手続き等の問い合わせ先

別記第10号様式（第4関係）

年 月 日

契約の相手方

商号又は名称 代表者氏名 様

発注機関の長

業務成績評定結果再通知書

貴社が受注した 年 第 号 業務
 の業務成績評定結果について、下記のとおり和歌山県県土整備部業務成績評定要領第10に基づき修正したので再通知します。

記

評価項目		評定点/満点
専門技術力	目的と内容の理解	/ 6点
	的確な履行	/ 36点
	業務目的の達成度	/ 18点
管理技術力	業務実施体制の的確性	/ 12点
	打ち合わせの理解度	/ 6点
	指揮系統の迅速性、確実性	/ 14点
取組姿勢	責任感、積極性、発注者側の視点	/ 8点
業務評定点		/ 100点
業務執行に係る過失に伴う減点		(-21~0点)
事故等による減点		(-5~0点)
瑕疵修補又は損害賠償による減点		(-20~0点)
総合評定点		/ 100点

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は以下のとおりです。

1. 送付先
2. 手続き等の問い合わせ先

別記第11号様式（第6関係）

年 月 日

契約の相手方

商号又は名称 代表者氏名 様

発注機関の長

工事等成績評定に係る説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む）以内に書面により、再説明を求めることができます。

疑問の旨に対する再説明は、書面により郵送いたします。

なお、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 工事名又は業務名

2. 疑問に対する回答

3. 送付先

4. 手続き等の問い合わせ先

別記第12号様式（第8関係）

年 月 日

契約の相手方

商号又は名称 代表者氏名 様

発注機関の長

工事等成績評定に係る再説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から再説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

記

1. 工事名又は業務名
2. 疑問に対する回答

別紙 1

和歌山県工事等成績評定評価検討会設置要領

(趣旨)

第1 本要領は、和歌山県検査・技術支援課に設置する和歌山県工事等成績評定評価検討会（以下「検討会」という）の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(検討会の事務)

第2 検討会は、次の事項について審査するものとする。

- (1) 和歌山県県土整備部工事等成績評定通知実施要領に基づき通知した評定点等について、同要領第7により評定の通知を受けた者から説明を求められた場合の回答
- (2) 工事等成績評定の通知に係る事項
- (3) その他工事等成績評定の運用に係る事項

(検討会の構成員及び組織)

第3 検討会は、次の者で構成する。

- (1) 検査・技術支援課長
 - (2) 検査・技術支援課副課長
 - (3) 検査・技術支援課分室長
 - (4) 検査・技術支援課長が指名する総括検査員
 - (5) その他検査・技術支援課長が必要に応じて求める者
- 2 検討会は、検査・技術支援課長が統括する。
- 3 統括者に事故あるときは、あらかじめその指名する構成員がその職務を代理する。

(検討会の招集)

第4 検討会は、統括者が必要と認めた場合、統括者が招集する。

(検討会の庶務)

第5 検討会の庶務は、検査・技術支援課担当者が行う。

附則

この要領は、令和7年5月1日から施行する。

9－(1) 和歌山県優良工事表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、和歌山県が発注した建設工事のうち特に優秀な工事を行った者を表彰することにより、県内建設業者の技術力の向上及び健全な育成・発展に資することを目的とする。

(表彰)

第2条 表彰の対象となる者は、和歌山県内に主たる営業所を有する建設業者及びその従事者並びに和歌山県内に主たる営業所を有する建設業者のみで構成される共同企業体及びその従事者とする。

第3条 表彰は、知事が表彰状及び記念品を授与して行う。

(追彰)

第4条 第2条に該当する者が死亡したときは、追彰することができる。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、毎年11月18日の土木の日に行う。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年10月12日から施行する。

9－(2) 和歌山県優良工事表彰規程取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、和歌山県優良工事表彰規程(以下「規程」という。)第6条の規定に基づき、規程の施行に必要な事項を定める。

(表彰対象)

第2条 和歌山県優良工事表彰の対象となる工事(以下「対象工事」という。)は、和歌山県が競争入札により請負契約を締結した建設工事のうち、和歌山県県土整備部工事成績評定要領又は和歌山県県土整備部工事(建築・設備工事等)成績評定要領(以下「評定要領」という。)により評定を行った最終請負金額が15,000千円以上の工事とする。

2 対象工事は、表彰を行う年度の前年度(以下「対象年度」という。)に完成した工事とする。

3 優良工事として表彰する数は、原則として定めのないものとする。

4 表彰対象者は、特に優秀な工事(以下「優良工事」という。)を施工した受注者及び監督した主任技術者又は監理技術者とする。

(選考基準)

第3条 優良工事の選考は、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案して行うものとする。

(1) 評定要領に定める工事成績評定表の評定点(以下「評定点」という。)が75点以上の工事で、その内容が特に優れ、他の模範となるものであること。

(2) 次のいずれかに該当する者が施工した工事でないこと。

ア 対象年度において、評定点が65点未満となる工事を施工したことがある者

イ 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱に基づき、対象年度以降において入札参加資格停止を受けたことがある者、又は対象年度以前に受けた入札参加資格停止であって、その措置期間が対象年度以降に継続した入札参加資格停止を受けたことがある者

(3) その他表彰にふさわしくない事例がないこと。

(審査会)

第4条 知事は、対象工事を審査選考するため、優良工事表彰審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 会長は、県土整備部長をもって充てる。

3 副会長及び委員は、別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

4 会長は、必要に応じ委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 審査会の事務を補佐するために、事務局を置く。

2 事務局は、県土整備部県土整備政策局技術調査課に置く。

(選考手順)

第6条 表彰工事選定の手順は、次のとおりとする。

(1) 会長は、各発注機関の長に対し優良工事の推薦を依頼する。

(2) 各発注機関の長は、第3条に規定する選考基準に基づき、推薦する工事(以下「推薦工事」という。)を選定する。

(3) 各発注機関の長は、選定した推薦工事について、優良工事推薦調書(別記様式)を作成して会長あてに提出する。

(4) 会長は、前号に規定する推薦を受け、事務局にその推薦工事の事前審査及び現地調査を行わせる。

(5) 事務局は、前号の規定に基づき事前審査及び現地調査を実施する。なお、必要に応じ関係機関の協力を得るものとする。

(6) 事務局は、現地調査結果を審査会に報告する。

(7) 審査会は、優良工事推薦調書及び事務局の現地調査結果をもとに審査及び選考を行う。

(8) 審査会の会長は、選考結果を受け知事に優良工事の推薦を行う。

(9) 優良工事の決定は、前号の推薦に基づき、知事が行う。

附 則

この要領は、平成16年10月12日から施行する。

この要領は、平成17年 8月25日から施行する。

この要領は、平成18年 4月18日から施行する。

この要領は、平成19年 8月 8日から施行する。

この要領は、平成20年 9月19日から施行する。

この要領は、平成21年 8月31日から施行する。

この要領は、平成22年 6月16日から施行する。
 この要領は、平成24年 4月 1日から施行する。
 この要領は、令和 2年 4月 8日から施行する。
 この要領は、令和 5年 3月17日から施行する。
 この要領は、令和 6年 4月 1日から施行する。

別 表

和歌山県優良工事表彰審査会委員

会 長	県土整備部長
副 会 長	農林水産部長 県土整備部技監
委 員	県土整備政策局長 道路局長 河川下水道局長 都市住宅局長 港湾空港局長 農林水産政策局長 森林林業局長 水産局長
事 務 局	技術調査課

10 和歌山県けんさんぴん登録制度実施要綱

[沿革] 平成19年7月17日（制定）

（目的）

第1条 この要綱は、けんさんぴんの登録に関する必要な事項を定めることにより、県が発注する公共事業におけるけんさんぴんの活用の拡大を図ることにより、県内景気の浮揚と雇用の確保に寄与するとともに、公共事業の品質の確保、コスト縮減及び和歌山県土の保全と復元を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、けんさんぴんとは、県産品建設資材、県産新工法、県土保全環境技術及び県産認定リサイクル製品をいう。

2 この要綱において、県産品建設資材とは、次の各号のいずれかの建設資材、製品等をいう。

- （1）県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品
- （2）県内の工場で大部分の工程が施されている建設資材又は製品
- （3）紀州材認証システムにより認定された「紀州材」
- （4）県内で生産された素材が大部分を占める建設資材又は製品

3 この要綱において、県産新工法とは、公共事業の実施に当たって品質の向上及びコスト縮減等、公共事業の改善に資する従来工法に替わる工法で、県内の建設業者等が中心となって開発したものをいう。

4 この要綱において、県土保全環境技術とは、和歌山県土の保全と復元を図り、自然環境共生の促進に資する技術及び工法で、次の各号のいずれかの条件を満たすものをいう。

- （1）県内の建設業者等が中心となって開発した技術及び工法
- （2）県産品建設資材を主材料とする技術及び工法
- （3）紀州材を有効利用できる技術及び工法

5 この要綱において、県産認定リサイクル製品とは、和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例（平成17年和歌山県条例第131号）による認定を受けたものをいう。

6 この要綱において、けんさんぴん登録予定資材とは、総合評価制度による和歌山県の発注工事で、仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材又は県認定リサイクル製品の1品目全数使用を提案し、最高評価入札者になった者から提案されたけんさんぴん登録されていない建設資材（以下「提案資材」という。）のうち要綱第2条第2項第1号の審査項目に適合するものをいう。

（登録）

第3条 けんさんぴんの登録を受けようとする者は、登録の申請を知事に行わなければならない。

2 知事は登録の申請内容を審査するため、県産品活用部会を設置する。

3 知事は、登録の申請又は第5項第2号に規定する定義に関する変更申請があった場合には、県産品活用部会において審査を行った上、申請者に審査結果を通知するとともに、審査項目に適合するものについては、けんさんぴん登録台帳に登録するものとする。

4 知事はけんさんぴん登録をしたときは、申請者に通知するとともに、その旨をホー

ムページにて公表するものとする。

- 5 けんさんびん登録を受けた者（以下「登録事業者」という。）は、次の各号に掲げる登録内容に変更が生じたときは、速やかに別に定める登録内容の変更申請を行わなければならない。

- (1) 問い合わせ先
- (2) 定義（県産品建設資材・県産新工法・県土保全環境技術・県認定リサイクル製品）
- (3) 他機関での評価の有無
- (4) 製造工場
- (5) 原材料産地

- 6 知事は、登録内容の変更をしたときは、申請者に通知するものとする。

（けんさんびん登録予定資材の登録）

第4条 知事は提案資材について、入札時に提出された証明資料等をもとに県産品活用部会において審査を行った上、製造事業者に審査結果を通知するとともに、審査項目に適合するものについては、けんさんびん登録予定資材台帳に登録するものとする。

- 2 知事はけんさんびん登録予定資材台帳に登録をしたときは、製造事業者に通知するとともに、その旨をホームページにて公表するものとする。

- 3 第1項により、けんさんびん登録予定資材台帳に登録された製造事業者は、当該工事契約締結後、速やかにけんさんびん登録の申請を知事に行わなければならない。

- 4 知事は、けんさんびん登録の申請をされたけんさんびん登録予定資材について、再度県産品活用部会において審査を行った上、申請者に審査結果を通知するとともに、審査項目に適合するものについては、けんさんびん登録台帳に登録するものとし、けんさんびん登録予定資材台帳から削除するものとする。

（登録の更新）

第5条 登録の有効期間は、登録日より3年間とする。

- 2 登録の更新を受けようとする者は、登録満了日の30日前までに知事に更新の申請を行わなければならない。

- 3 知事は、更新の申請があった場合、次の各号により登録の更新をするものとする。

- (1) 登録の有効期間中に使用実績があったものについては、けんさんびん登録台帳を更新する。
- (2) 登録の有効期間中に使用実績が無かったものについては、要支援けんさんびんとしてけんさんびん登録台帳を更新する。

- 4 知事は、登録の更新をしたときは、申請者に通知するものとする。

- 5 前項の規定による登録の有効期間は、更新日より3年間とする。

（登録の取消し）

第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) けんさんびんに該当しなくなったとき。
- (2) 登録更新の申請をしなかったとき。
- (3) 登録事業者から登録の取消しの申出があったとき。
- (4) その他けんさんびん登録として適当でないことを知事が認めたとき。

- 2 知事は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨を登録事業者に通知するものとする。

（県の責務）

第7条 県は、公共事業においてけんさんびんの利用を促進するために、県のホームページ等を利用して情報提供を行うとともに、要支援けんさんびんについては、利用実績が無かった原因について調査し、活用の促進を検討する。

(所掌)

第8条 この要綱に関する事務は、県土整備部県土整備政策局技術調査課において所掌する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、和歌山県けんさんびん登録制度の運用に際し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

1 1 県内開発建設技術登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県内に主たる事務所を置く企業、組合等（以下、「県内企業等」という。）が開発した建設工事に係る製品・工法（以下、「県内開発建設技術」という。）の普及、活用を支援し、県内企業等の技術力向上及び競争力強化を図るため、県内開発建設技術の登録に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、「県内開発建設技術」とは、県内企業等が開発した建設技術で、次の各号のいずれかに該当し、かつ実用化されているものをいう。

- (1) 国土交通省のNETIS（新技術情報提供システム）に登録された製品・工法（過去に、NETISに登録されたものを含む。）
- (2) 特許権・実用新案権取得済みの製品・工法
- (3) 法令等により定められた技術基準を満たすものとして（一財）土木研究センター等の技術審査証明実施機関により証明された製品・工法
- (4) 和歌山県の先駆的産業技術研究開発支援事業を活用して開発された製品・工法

(登録)

第3条 県内開発建設技術の登録を受けようとする者は、別に定めるところにより、知事に申請を行わなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により申請された県内開発建設技術について審査を行い、別に定める審査項目に適合したものを登録するものとする。
- 3 知事は、前項の規定により登録した県内開発建設技術について、県内開発建設技術登録台帳に登録し、その旨を申請者に通知するとともに、県のホームページにおいて公表するものとする。
- 4 申請者は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに変更申請を行わなければならない。

(登録の更新)

第4条 登録の有効期限は、登録日より3年間とする。

- 2 登録の更新を受けようとする者は、登録満了日の30日前までに知事に更新の申請を行わなければならない。
- 3 知事は登録の更新をしたときは、申請者に通知するものとする。

(登録の取消し)

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 県内開発建設技術に該当しなくなったとき。
- (2) 登録の更新の申請をしなかったとき。
- (3) 申請者から生産の中止等の理由により登録の取消しの申し出があったとき。
- (4) 申請者又はその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ）に、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に

規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が含まれる場合

(5) 申請者又はその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団員を利用した場合

(6) 申請者又はその役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不正に与えた場合

(7) 申請者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際をするなど社会的に非難される関係を有している場合

(8) 申請者又はその役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約、再委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が（4）から（7）までのいずれかの規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結した場合

(9) その他知事が適当でないと認めたとき。

2 知事は、前項の規定により登録を取消したときは、その旨を申請者に通知するとともに、県のホームページにおいて公表するものとする。

3 知事は、第1項の規定により登録を取消したときは、同一申請者、又は実態が同一と認められる申請者の他の登録を併せて取消することができる。又、同一申請者若しくは実態が同一と認められる申請者からの新たな登録の申請については、1年間受理しないものとする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、県内開発建設技術登録制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年5月1日から施行する。

12-（1） 諸経費（共通仮設費・現場管理費・一般管理費）の調整について

技 第 1099 号
平成 20 年 12 月 12 日

県土整備部各課室長 様
各発注機関の長 様

技術調査課長
(公印省略)

諸経費（共通仮設費・現場管理費・一般管理費等）の調整について（通知）

平成 14 年 2 月 22 日付け技第 286 号にて通知している「積算上の留意点について」のうち、3. のこのことについて、下記のとおり改めたので通知します。

なお、今後の発注にあたっては平成 19 年 3 月 9 日付け技第 1295 号で通知している「建設工事（土木）の適正な発注ロットのあり方について」を遵守し、発注に努めるようお願いします。

なお、本通知は、平成 20 年 12 月 18 日以降に入札公告する工事から適用する。

記

- 1 原則として、発注にあたっては、工事単体の諸経費とし、他の工事との諸経費の調整は行わない。（発注する設計書毎にその設計書の直接工事費に対応する諸経費を使用すること。）

12-2 公共工事等の発注について

技 第 1205 号
平成 21 年 1 月 16 日

事業主管課長 様
各振興局建設部長 様
和歌山下津港湾事務所長 様
南紀白浜空港管理事務所長 様

技術調査課長
(公印省略)

公共工事等の発注について（依頼）

県内事業者の健全な育成・発展を図るため、県内事業者で施工・履行が可能と見込まれる公共工事等については、県内事業者へ発注することを原則として発注業務を行って下さい。また、下記の事項についても十分配慮するとともに、所属職員への周知徹底をお願いします。

記

【適正な積算】

- ・設計書の作成に当たっては、現場条件を反映した適正な積算に努めること。
- ・発注者と受注者が対等な関係に立ち、現場での問題発生に対し迅速に対応するとともに、施工後の現場条件等の変更に伴う工事量の増加や積算漏れに対しては、必要な契約変更を行うこと。

【条件明示】

- ・契約後は、すみやかに受注者と施工条件等について十分協議を行った上、文書での確認を取り、発注者・受注者の責任の明確化を図ること。

【入札参加条件】

- ・入札参加条件設定に当たっては、可能な限り多くの事業者が参加できるよう配慮すること。
- ・土木関係建設コンサルタント業務における一般的な構造物の設計業務（区分B）については、県内事業者育成の観点から、原則主要部門の技術者条件のみ設定すること。

1 2 ー(3) 県内調達推進の徹底について

技 号 外
平成21年2月17日

県土整備部各課（室）長
各振興局建設部長
南紀白浜空港管理事務所長
和歌山下津港湾事務所長

} 様

技術調査課長
(公印省略)

県内調達推進の徹底について（通知）

県内調達の努力義務及び建設工事における下請等の選定につきましては、「県産品建設資材（県認定リサイクル製品含む）計上の際の条件明示及び県内調達の努力義務について」（平成17年6月30日付技第459号）により実施しているところですが、県内調達のより一層の推進を図るため、県内業者・県産品建設資材及び県内調達資材以外を採用される場合においては、着手又は使用前に調達調書提出の徹底並びにその理由を確認し、県内業者・県産品建設資材及び県内調達資材の優先使用に努められるよう積極的な推進をお願いします。

第26 県内調達について

(土木工事共通仕様書 1-1-2-5 一部改定)

- 1 受注者は、下請負金額及び下請回数にかかわらず、下請契約を締結する場合には、当該契約先として県内に本社、本店を有する建設業者とするよう努めなければならない。
- 2 受注者は、建設資材の調達に際し、県産品建設資材、県内調達資材の優先使用に努めなければならない。

なお、県産品建設資材とは以下のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品
- (2) 県内の工場で大部分の工程が施されている建設資材又は製品
- (3) 紀州材認証システムにより認定された「紀州材」
- (4) 県内で生産された素材が大部分を占める建設資材又は製品

また、県内調達資材とは県産品建設資材で調達できないものであって、県内に本社、本店のある代理店等から調達したものをいう。

- 3 受注者は、以下に該当する場合は、理由を明記した調達調書（様式 4-1）を提出しなければならない。
 - (1) 県内に本社、本店を有しない建設業者と下請契約を締結（2次下請以降も全て）。
 - (2) 仕様書等（設計図書・見積用参考資料等）に『県産品』と明記された建設資材に県産品建設資材以外を使用。
- 4 建設資材の選定にあたっては、「けんさんぴん登録台帳」及び「和歌山県認定リサイクル製品リスト」を参考にすること。また、総合評価落札方式における評価項目で県産品建設資材や県産認定リサイクル製品の使用を提案している場合等において、市場流通の影響等、真にやむをえない理由により県産品建設資材の入手が困難となった場合は、入手困難であることが証明できる書類を添付の上、工事打合せ簿により監督員の承諾を得ること。

12-（4） 建設工事にかかる下請契約の適正化等について

請負者が遵守すべき内容のうち、下請契約に関する主な事項を抽出したので、十分注意すること。

1 建設業法について

- ①受注者は、建設業法第3条による建設業の許可を有すること。（ただし、政令で定める「軽微な建設工事」を除く。「軽微な建設工事」とは、建築一式工事では1500万円未満の工事又は150m²未満の木造住宅工事、建築一式工事以外では500万円未満の工事をいう。）
- ②受注者は、下請契約の合計金額が5000万円以上（建築一式工事では8000万円以上）となるときは、建設業法第24条の8による「施工体制台帳」を作成して発注者へ提出すること。
（但し、公共工事はその金額にかかわらず施工体制台帳の作成義務はあります）
- ③受注者は、②に記載する金額以上の下請契約を締結するためには、建設業法第15条による特定建設業許可を有するとともに、現場に監理技術者を配置すること。

↓
【上記の規定に違反し、監督官庁から処分を受けたとき】

※和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（以下「要綱」という。）の別表第2・5・（2）又は（3）の「建設業法違反」に該当する。

↓
入札参加資格停止（停止期間は上記別表2参照）

2 仕様書について

1. 和歌山県土木工事共通仕様書

- ①受注者は、和歌山県土木工事共通仕様書1-1-1-4による施工計画書（現場組織表含む：下請業者の許可番号・金額・技術者・工期を記載）を遵守し工事の施工に当たらなければならない。内容に変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更計画書を提出すること。

2. 工事特記事項

- ①受注者は、工事特記事項（共通編）による施工分担関係を明確にした現場組織表を作成し、下請負契約書の写しを添付して提出すること。

↓
【「1. 和歌山県土木工事共通仕様書」及び「2. 工事特記事項」が履行されず、工事の施工管理が不良で、再三指摘しても改善しないとき】

※要綱の別表第1・2・（4）・イの「監督員又は検査員の指示に従わないとき」に該当する。

↓
1か月の入札参加資格停止

3 低入札価格調査について

- ①低入札価格調査の対象者は、低入札価格調査実施要領【建設工事】14・（3）による調査様式（下請予定内容報告書等）を提出すること。また、工事完成後速やかに低入札価格調査実施要領【建設工事】20・（2）による下請代金支払状況等調査表を提出して事情聴取を受けること。

↓
【低入札価格調査報告書への虚偽記載や、下請負者への不適正な履行等を確認したとき】

※要綱の別表第2・7・（9）、（10）の「不誠実な行為をしたとき」に該当する。

↓
3か月の入札参加資格停止

12-（5）フレックス工期による契約方式に係る事務取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、和歌山県が発注する建設工事の一部において、フレックス工期による契約方式（任意着手方式（受注者が一定の期間内で着工日（工期の始期日をいう。以下同じ。）を選択できる方式をいう。以下同じ。）又は発注者指定方式（発注者が着工日を指定する方式をいう。以下同じ。）のいずれかを選択できるものとし、その内容が書面に明記された契約方式をいう。以下同じ。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 フレックス工期による契約方式を適用可能とする建設工事（以下、「対象工事」という。）は、一般競争入札方式で調達する工事のうち、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- （1）一定の期間内で受注者が着工日を選択可能とすること又は発注者が着工日を指定することが有益と認められること。
- （2）工事用地及び工事の施工上必要な用地が確保されていること。
- （3）契約締結日を着工日とした場合の完成期限日（工期の終期日をいう。以下同じ。）と着工期限日（受注者の着工の期限となる日をいう。以下同じ。）を着工日とした場合の完成期限日が同一年度になること。ただし、繰越可能な場合を除く。
- （4）緊急性がないこと。

（方式の選定及び着工日等の設定）

第3条 発注者は、任意着手方式又は発注者指定方式から適用する方式を選定する。

2 任意着手方式を選定した場合の取扱は、次の各号に定めるとおりとする。

- （1）発注者は、着工期限日をあらかじめ定め、入札公告等によりこれを明示しなければならない。
- （2）着工期限日は、当該入札の落札予定日（入札公告時における落札予定日をいい、低入札価格調査等で落札予定日を変更する場合を含まない。）から90日以内の日としなければならない。
- （3）対象工事の入札において、最低価格入札者等（予定価格の制限の範囲内の価格で最低価格をもって入札した者又は総合評価落札方式の場合は評価値の最も高い入札者をいう。以下同じ。）となった者で、フレックス工期を選択する者は、「建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・電子入札方式）実施要領」（平成19年6月1日施行）第15条に規定する技術資料（総合評価落札方式の場合は、同要領第24条による読替えの第15条に規定する書面による技術提案）等の提出時に、着工日を記載した着工日通知書（別記様式）を添付し、発注者に通知しなければならない。

なお、落札決定後に当該通知書により通知された着工日を、契約書の着工日として記載するものとする。ただし、当該通知書により通知された着工日が契約日以前の日である場合は、契約日を契約書の着工日として記載するものとする。

- （4）前号において、最低価格入札者等は、落札予定日から着工期限日までの期間で任意の日を着工日として発注者に通知することができる。
- （5）着工期限日から完成期限日までの期間は、発注者が定める工事期間（標準工期又は積上げ工期の日数をいう。）を確保することとする。

- 3 発注者指定方式を選定した場合の取扱は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 発注者は、着工日をあらかじめ定め、入札公告等によりこれを明示しなければならない。
 - (2) 着工日は、当該入札の落札予定日（入札公告時における落札予定日をいい、低入札価格調査等で落札予定日を変更する場合を含まない。）から90日以内の日としなければならない。

第4条 削除

（前金払の取扱い）

第5条 受注者は、着工日の14日前の日以降でなければ対象工事の前払金を請求できない。

（着工日前の取扱い）

第6条 契約日から着工日の前日までの期間の対象工事の現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

- 2 受注者は、契約日から着工日の前日までの期間中、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、対象工事に着手してはならない。

（技術者の取扱い）

第7条 契約日から着工日の前日までの期間は、主任技術者、監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。

- 2 主任技術者又は監理技術者の専任配置にかかる取扱いについては、「フレックス工期による契約方式を適用する工事における配置予定技術者の取扱いについて」（平成28年5月25日付け技第05240004号）によるものとする。

（着工日に主任技術者、監理技術者及び現場代理人を配置できない場合の取扱い）

第8条 前工事の完成が遅れる等、着工日に主任技術者、監理技術者及び現場代理人を配置できない場合の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) その事由が受注者の責めによる場合、発注者は、和歌山県建設工事事務規程（昭和49年和歌山県訓令第16号）別記第3号様式の建設工事請負契約書第44条第1号の規定により、フレックス工期による契約を解除することができる。
- (2) その事由が受注者の責めによらない場合、工事中における受注者の責によらない工期延期等と同様に、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（経費の負担）

第9条 フレックス工期による契約方式の実施により増加する経費は、受注者の負担とする。

（その他）

第10条 この要領に定めのない事項については、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年3月11日から施行し、平成28年4月1日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成28年5月27日から施行し、平成28年6月1日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、令和元年12月26日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の際現に存する様式の用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。

附 則

この要領は、令和4年5月10日から施行し、令和4年6月1日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

12-6 和歌山県建設工事事務規程（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規程は、別に定めがあるものを除くほか、県が執行する建設工事の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第2条 この規程は、和歌山県工事執行規則（昭和28年和歌山県規則第25号）第2条に規定する工事について適用する。

（競争入札に付する場合の公告又は通知）

第3条 一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に付する場合における公告又は通知には、当該競争入札についての欠格該当事項及び失格該当事項を特に明確にしておかなければならない。

（図面、仕様書及び契約条項等の閲覧）

第4条 競争入札に付する場合及び随意契約によろうとする場合は、あらかじめ図面及び仕様書（金額を記載しない設計書を含む。以下同じ。）に第7条に規定する建設工事請負契約書の案を添付し、入札前又は見積り前に入札に参加しようとする者又は見積りをしようとする者にこれを閲覧させなければならない。

（入札書）

第5条 競争入札に付する場合の入札は、入札書（別記第1号様式）によるものとする。

（見積書）

第6条 随意契約によろうとする場合の見積りは、見積書（別記第2号様式）によるものとする。

（建設工事請負契約書等）

第7条 工事の請負契約を締結しようとするときは、建設工事請負契約書（別記第3号様式）によるものとする。

2 工事の変更等により請負契約を変更しようとするときは、建設工事請負変更契約書（別記第4号様式）によるものとする。

（請負人が提出する書類の様式）

第8条 前条第1項の建設工事請負契約書に基づき請負人が提出する次の各号に掲げる書類は、当該各号に定める様式によるものとする。

- （1） 工程表 別記第5号様式
- （2） 下請負（委任）通知書 別記第7号様式
- （3） 現場代理人等通知書 別記第8号様式

- (4) 現場代理人等変更通知書 別記第9号様式
- (5) 工期延長請求書 別記第10号様式
- (6) 損害発生通知書 別記第11号様式
- (7) 完成通知書 別記第12号様式
- (8) 引渡書 別記第13号様式
- (9) 請負代金請求書 別記第14号様式
- (10) 前払金請求書 別記第15号様式
- (11) 中間前払金請求書 別記第16号様式
- (12) 既済部分検査請求書 別記第17号様式
- (13) 指定部分完成通知書 別記第18号様式
- (14) 指定部分引渡書 別記第19号様式

(契約の保証)

第9条 工事の請負契約を締結するときは、請負人に次の各号のいずれかに掲げる保証を付させなければならない。ただし、予定価格に110分の100を乗じて得られる金額が500万円未満の工事の請負契約については、この限りでない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる利付国債又は地方債の提供
- (3) 請負契約に基づく債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は知事が確実と認める金融機関等の保証
- (4) 請負契約に基づく債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) 請負契約に基づく債務の不履行により生ずる損害をてん補する県を被保険者とする履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の

1（ただし、低入札価格調査実施後は、10分の3）以上の額としなければならない。

(監督員)

第10条 和歌山県行政組織規則（昭和63年和歌山県規則第19号）に規定する課、室及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第2条に規定するかい（教育委員会及び警察本部に属するものを除く。）のうち工事を執行する課（室を含む。）の長又はかい長（以下「課長等」という。）は、工事を請負で施行するときは、工事ごとに、工事を監督する職員（以下「監督員」という。）を定め、請負人に通知しなければならない。監督員を変更した場合も、同様とする。

2 課長等は、同一の工事について2人以上の監督員を定めた場合は、そのうちの1人を主任監督員とするものとする。

3 主任監督員及び監督員は、課長等の指揮を受け、工事現場における請負人の当該工

事の履行に関する監督の事務に従事する。

(設計図書の変更通知)

第11条 課長等は、設計図書を変更する必要があると認めるときは、別に定める設計変更通知書により設計図書の変更内容を請負人に通知しなければならない。

(工事の一時中止の通知)

第12条 課長等は、工事の全部又は一部の施工を一時中止する必要があると認めるときは、別に定める工事中止通知書により中止内容を請負人に通知しなければならない。

(工事出来高検査結果通知書等)

第13条 課長等は、工事について検査をしたときは、その結果を別に定める工事出来高検査結果通知書又は工事完成検査結果通知書により請負人に通知しなければならない。

(前払金)

第14条 請負代金を前金で支払うこと（以下「前金払」という。）のできる額及び既にした前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）のできる額は、1件の契約金額が100万円以上の工事について、それぞれ当該契約金額の10分の4以内及び10分の2以内とする。この場合において前金払をする金額（以下「前払金」という。）及び中間前金払をする金額（以下「中間前払金」という。）は、1万円を単位とする。

2 工事が2会計年度以上にわたるものについての前払金及び中間前払金（以下「前払金等」という。）は、当該工事に係る各年度ごとの工事の出来高予定額により各年度ごとに比例配分してこれを支払うことができる。ただし前払金については、知事において特に必要があると認めるときは、当該年度の出来高予定額を超えない範囲内で、これを初年度に一括して支払うことができる。

3 前金払及び中間前金払（以下「前金払等」という。）をする工事の請負契約については、当該工事の施行伺（起工回議書）に前金払等をする旨の記載をするとともに、第3条の公告又は通知若しくは第4条の閲覧に供する仕様書に前金払等をする事ができる工事であることを明らかにしておかなければならない。

4 前払金等を支払うときは、公共工事の前払金等保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約に係る保証証書を県に寄託させなければならない。

(前金払をした工事に係る部分払)

第15条 和歌山県財務規則第98条の規定により、前金払等をした工事請負契約について工事の出来高に応じ部分払をするときは、次の算式により算定した額の範囲内において支払うものとする。

部分払金の額＝請負代金相当額×（（9／10）－（（前払金額＋中間前払金額）／請負代金額））

請負代金相当額＝請負代金額×（出来高工事費／設計工事費）

別記第3号様式（第7条関係）

建設工事請負契約書

- 1 工事年度及び工事番号
- 年度第号
- 2 工 事 名
- 3 工 事 場 所
- 4 工 期
- 着工
- 年 月 日
- 完成
- 年 月 日
- この間
- 日

注1

工事を施工しない日

年 月 日から

年 月 日まで

工事を施工しない時間帯

時 分 から

時 分 まで

- 5 請 負 代 金 額
- 円
- うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
- 円
- 6 契 約 保 証 金
- 円
- 7 部分払を受けることのできる回数
- 回
- 8 建設発生土の搬出先等

〔注〕建設工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、「建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり」と記入し、仕様書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定める。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならない。工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

- 9 解体工事に要する費用等
- 〔注〕建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、別紙1に必要事項を記入し、契約書に添付する。

上記の工事について、和歌山県を発注者とし、
を受注者として、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

注1の2

〇〇〇外〇社は、別紙〇〇共同企業体協定書により上記の工事を共同連帯して請け負う。

この契約の証として、この証書2通を作成し、発注者及び受注者がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 和歌山県知事 印

受注者 住所 氏名 印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

注2

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）及び受注者が提出した技術提案提出書（以下「技術提案」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書、設計図書及び技術提案を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

- 2 受注者は、頭書記載の工事を頭書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

注1の2

(共同企業体の場合の適用条項)

第1条の2 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書及

び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費（次項において単に「法定福利費」という。）を明示するものとする。
- 3 入札時に法定福利費が明示された工事費内訳書を提出した受注者は、当該工事費内訳書の提出をもって、請負代金内訳書の提出に代えることができる。
- 4 請負代金内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる発注者が認める有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
 - 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

注3

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の3以上としなければならない。

- 4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第51条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

注3

6 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の3に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

注4

（契約の保証）

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証

する公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限り。）を付さなければならない。

- 2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の10分の3以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により受注者が付す保証は、第51条第3項各号に規定する契約の解除による場合についても保証するものでなければならない。
- 4 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の10分の3に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第38条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書きの承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書きの承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人の通知）

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（下請負人の健康保険等加入義務等）

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

- 2 受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者に前項各号の届出をさせることを誓約する場合は、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が同項各号に掲げる届出をした事実を確認することのでき

る書類を発注者に提出しなければならない。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 次に掲げる建設業法第26条第1項から第3項までの規定により置かなければならないとされている技術者

ア 主任技術者

イ 監理技術者

ウ 専任の主任技術者

エ 専任の監理技術者

オ 特例監理技術者（建設業法第26条第4項に規定する特例監理技術者をいう。以下同じ。）及び監理技術者補佐（同条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）

(3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の

請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者（専任の監理技術者及び特例監理技術者を含む。））、監理技術者補佐又は主任技術者（専任の主任技術者を含む。）をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事

材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（監督員の立会い及び工事記録の整備等）

第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（支給材料及び貸与品）

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適當でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適當でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見し

- たときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果において第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、発注者は、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。ただし、第3号の場合においては、発注者と受注者とが協議して、発注者が行うものとする。
 - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの
 - 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- （設計図書の変更）

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 注5
- 第19条の2 受注者は、この契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、発注者に提案することができる（ただし、提案を義務付けている場合は、「提案しなければならない」と置き換える。）。
- 2 発注者は、前項の規定に基づく受注者の提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適正であると認められるときは、設計図書を変更し、これを受注者に通知しなければならない。
 - 3 発注者は、前項の規定により設計図書を変更した場合において、必要がある

と認められるときは、請負金額を変更しなければならない。この場合において、請負金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額を削減しないものとする。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第21条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第24条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知

する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

注6

(消費税及び地方消費税の税率の改正に基づく請負代金額の変更)

第26条の2 発注者及び受注者は、工事目的物の引渡しの日までに消費税及び地方消費税の税率の改正が行われたときは、請負代金額を改正後の消費税及び地方消費税の税率により算定した請負代金額に変更するものとする。

- 2 受注者は、前項の規定による請負代金額の変更後において、当該変更に係る消費税及び地方消費税の税率の改正による賃金水準又は物価水準の変動について、前条の規定による請負代金額の変更を請求してはならない。

(臨機の措置)

第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第54条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第29条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第54条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第54条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物等であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等に

より確認することができるものに係る損害の額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下この条において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第32条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第33条 受注者は、前条第2項（同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第34条 発注者は、第32条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前金払)

第35条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

注7

第35条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。ただし、着工日の14日前の日までは、前払金の支払を請求することはできない。

- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内

に支払わなければならない。

- 4 受注者は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。前2項の規定は、この場合について準用する。ただし、同一年度において、第38条第5項前段の規定により部分払の請求をした後においては、これを請求することができない。
- 5 受注者は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、速やかに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第37条までにおいて同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、この項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 8 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 9 第7項の期間内で前払金の超過額を返還する前に更に請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5（第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6）の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 10 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。
- 11 第1項、第4項及び第6項の規定により受注者が発注者に請求できる金額は、1万円を単位とする。

（保証契約の変更）

第36条 受注者は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない

- 。 3 受注者は、前2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうち前払金の100分の25以内の額に限り、この工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

(部分払)

第38条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料〔及び製造工場等にある工場製品〕（第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、頭書に定める回数以内において次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料〔若しくは製造工場等にある工場製品〕の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から起算して14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から起算して14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 $\leq$ 第1項の請負代金相当額 $\times$ （ $9/10 -$ （前払金額 $+$ 中間前払金額） $\div$ 請負代金額）

- 7 第5項の規定により部分払金の支払があつた後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となつた請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第39条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第33条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と

読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第33条第1項の請求を受けた日から起算して14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分引渡しに係る請負代金の額} = \text{指定部分に相応する請負代金の額} \times (1 - (\text{前払金額} + \text{中間前払金額}) / \text{請負代金額})$$

(第三者による代理受領)

第40条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条（前条において準用する場合を含む。）又は第38条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第41条 受注者は、発注者が第35条、第38条又は第39条において準用される第33条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第42条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

注4

(契約不適合責任)

第42条 発注者は、引き渡された工事目的物が契約不適合であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。

- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第43条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第45条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第44条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (3) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
- (4) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第42条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第45条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
- (3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号

。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(10) 第47条又は第48条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(11) 受注者(共同企業体の場合は、その構成員を含む。以下この項において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 和歌山県の建設工事における入札参加資格を暴力団等に係る事由により取り消されたとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ク 受注者が、イからカまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(キに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(12) 公正取引委員会が、受注者にこの工事の入札における違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令又は第64条第1項に規定する競争回復措置命令を行い、当該措置命令が確定したとき。

(13) 公正取引委員会が、受注者にこの工事の入札における違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。))。

(14) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)がこの工事の入札に関し行った行為について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(15) 受注者が、和歌山県から談合による損害賠償請求を受けたことにより建設工事における入札参加資格停止となったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第46条 第44条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるも

のであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

注4

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第46条の2 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第44条各号又は第45条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者(以下「代替履行業者」という。)から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

(1) 請負代金債権(前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。)

(2) 工事完成債務

(3) 契約不適合を保証する債務(受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。)

(4) 解除権

(5) その他この契約に係る一切の権利及び義務(第29条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。)

3 発注者は前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務(当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。)は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

(受注者の催告による解除権)

第47条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第48条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第49条 第47条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第50条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第38条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第44条、第45条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年 2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第43条、第47条又は第48条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

注 8

3 第1項の場合において、第35条（第61条において準用する場合を含む。）の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第38条及び第62条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第44条、第45条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年 2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第43条、第47条又は第48条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。

。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第44条、第45条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第43条、第47条又は第48条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第51条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
 - (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第44条又は第45条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第44条又は第45条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

注3

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の3に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第44条又は第45条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（当該場合が、前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に

照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。
- 6 第2項の場合（第45条第9号及び第11号から第15号までの規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第52条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第47条又は第48条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 第33条第2項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第53条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項（第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

注2

(技術提案に係る内容の履行)

第53条の2 受注者が、技術提案に記載の提案内容（以下「提案内容」という。）を満たす施工を行わなかった場合は、契約不適合とみなす。

- 2 受注者の責めに帰すべき事由により提案内容を満たす施工を受注者が行わなかった場合又は発注者が工事目的物の引渡しを受けた後に受注者の提案内容の契約不適合を確認した場合において、発注者は、受注者の工事成績評定を減点することができる。

(火災保険等)

第54条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(賠償の予定)

第55条 受注者は、第45条第12号から第14号までのいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。工事が完了した後も同様とする。ただし、第45条第12号又は第13号のいずれかに該当する場合で、当該命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づき定められた不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当するとき、その他発注者が特に認めるときは、この限りではない。

- 2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して賠償金を発注者に支払わなければならない。
- 3 発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、受注者は当該賠償金全額を支払わなければならない。

(賠償金等の徴収)

第56条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年2.5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

3 第1項の場合において、発注者は、相殺の充当の順序を指定することができる。
(あっせん又は調停)

第57条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による和歌山県建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第58条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、別紙2仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第58条の2 この契約において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

注 8 の 2

(記名押印の特則)

第58条の3 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定に基づき、書面に代えて契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者及び受注者の作成に係るものであることを確実に示すことができる措置として、双方において当該電磁的記録に記録された情報に電子署名を行う措置を講じたときは、この契約書中「この契約の証として、この証書2通を作成し、発注者及び受注者がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。」とあるのは「この契約の証として、発注者及び受注者がそれぞれ電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保管する。」と読み替えるものとする。

(特記事項)

第58条の4 前条の規定により、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、これに記録された情報に電子署名を行うことにより契約を締結した場合には、当該電子署名を行った日にかかわらず、この契約書に定める日から、その効力を生ずるものとする。

(補則)

第59条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

注 9

(本契約の確定)

第59条の2 この契約は、和歌山県議会の議決があったときに、この契約と同一

の条項により、本契約を締結したものとする。ただし、本契約までの間に、受注者（共同企業体の場合には、その構成員を含む。以下この条において同じ。）が、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）別表第2不正行為等に基づく措置基準の第1項から第4項までに該当し入札参加資格停止となったとき、談合等による損害賠償請求を発注者から受けたとき、条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成19年11月13日施行）第7条に基づく資格認定を同基準第3条第6号に該当し取り消されたとき又は和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成20年12月26日施行）第7条に基づく資格認定を同基準第3条第5号に該当し取り消されたときは、発注者は、仮契約を解除し、本契約は締結しないものとする。

- 2 前項の規定において本契約を締結しないこととなったとき、発注者は、受注者に対し何ら責任を負わないものとする。

注 10

（債務負担行為に係る契約の特則）

第60条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円

- 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度	円
年度	円
年度	円

- 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

（債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則）

第61条 債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払については、第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、同条及び第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第38条第1項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払を請求することはできない。

- 2 各会計年度において前払金として請求できる金額は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円

- 3 各会計年度において中間前払金として請求できる金額は、次のとおりとする。

る。

年度	円
年度	円
年度	円

- 4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払を請求することができない。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第4項の規定を準用する。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第62条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

- 2 この契約において、前払金及び中間前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第38条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times 9/10 -$ （前会計年度までの支払金額 $+$ 当該会計年度の部分払金額） $-$ 〔請負代金相当額 $-$ （前会計年度までの出来高予定額 $+$ 出来高超過額）〕 $\times$ （当該会計年度前払金額 $+$ 当該会計年度中間前払金額） $\div$ 当該会計年度の出来高予定額

注 11

(債務負担行為に係る契約の特則)

第60条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円

- 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度	円
年度	円

- 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)

第61条 債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払については、第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、同条及び第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第38条第1項の請負代金相当額（以下この条及び次条において

「請負代金相当額」という。)が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払を請求することはできない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分及び中間前払金相当分を含めて前払金及び中間前払金(ただし、契約会計年度における支払限度額の範囲内に限る。)の支払を請求することができる。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第62条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額(以下「出来高超過額」という。)について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

- 2 この契約において、前払金及び中間前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第38条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times 9/10 -$ (前会計年度までの支払金額 $+$ 当該会計年度の部分払金額) $-$ {請負代金相当額 $-$ (前会計年度までの出来高予定額 $+$ 出来高超過額)} $\times$ (当該会計年度前払金額 $+$ 当該会計年度中間前払金額) $\div$ 当該会計年度の出来高予定額

注1：工事を施工しない日又は時間帯を設定する契約を行う場合には、頭書の「4工期」に点線枠内の条文を追加して用いる。

注1の2：共同企業体と契約を行う場合には、頭書に点線枠内の条文を追加し、第1条の次に第1条の2として点線枠内の条文を追加して用いる。

注2：標準型の総合評価落札方式により契約を行う場合には、第1条第1項を点線枠内の条文に置き換え、第53条の次に第53条の2として点線枠内の条文を追加して用いる。

注3：低入札価格調査実施後の契約を行う場合には、第4条第3項及び第6項並びに第51条第2項を点線枠内の条文に置き換えて用いる。

注4：例外的取扱いとして、金銭的保証でなく、役務的保証を選択した場合には、第4条及び第42条第1項を点線枠内の条文に置き換え、第46条の次に第46条の2として点線枠内の条文を追加して用いる。

注5：契約後VE方式工事の場合には、第19条の次に第19条の2として点線枠内の条文を追加して用いる。

注6：経過措置適用日以降に契約し、契約期間中に消費税及び地方消費税の税率の改正が行われる場合には、第26条の次に第26条の2として点線枠内の条文を追加して用いる。

注7：フレックス工期による契約方式を適用する契約の場合には、第35条第1項を点線枠内の条文に置き換えて用いる。

- 注8：債務負担行為を行う工事に係る契約の場合には、第50条第3項を点線枠内の条文に置き換えて用いる。
- 注8の2：書面に代えて契約内容を記録した電磁的記録を作成し、これに記録された情報に電子署名を行う方法を用いて契約を行う場合には、第58条の2の次に点線枠内の条文を追加して用いる。
- 注9：議会の議決を要する契約の場合には、頭書の契約書を仮契約とし、第59条の次に第59条の2として点線枠内の条文を追加して用いる。
- 注10：債務負担行為を行う工事に係る契約であって、契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められていないものである場合には、第59条（第59条の2が追加されている場合は第59条の2）の次に第60条、第61条及び第62条として点線枠内の条文を追加して用いる。
- 注11：債務負担行為を行う工事（工期が1年未満であって、翌年度に渡るものに限る。）に係る契約であって、契約会計年度において翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているものである場合には、第59条（第59条の2が追加されている場合は第59条の2）の次に第60条、第61条及び第62条として点線枠内の条文を追加して用いる。

建設工事にかかる《新公共調達制度》の手引

(令和7年度)

発行：令和7年9月

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課

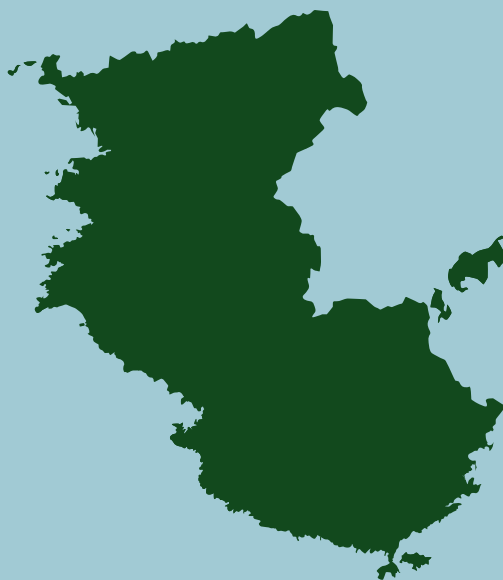
TEL：073-441-3081

FAX：073-428-1810

技術調査課ホームページ／<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/index.html>



世界とつながる愛着ある元気な和歌山



技術調査課ホームページ

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/index.html>

公共調達フリーダイヤル

0120-232-049



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



地球環境保護のために、
植物油インキを使用しています。

定価 500 円